

本庄市の予防接種について



本庄市では、予防接種法で定める定期の予防接種は、全て個別接種で行っています。

接種時期に達したら、市が委託した医療機関（別紙参照）に、事前に直接予約をしてください。お子さんの体調の良い時に接種を受けてください。

接種時期（裏面の『予防接種予定表』参照）の期間内で、定められた回数であれば、接種費用は無料です。



予診票の発行について



お子さんの出生から数ヶ月後に助産師または保健師がご自宅に伺う「赤ちゃん訪問」の中で説明を行い、予診票をお渡ししています。

＜赤ちゃん訪問で配布するもの＞

1. 本庄市の予防接種について（この用紙）
2. 本庄市予防接種予診票
【ロタ：3枚、ヒブ：4枚、小児用肺炎球菌：4枚、B型肝炎：3枚、BCG：1枚、四種混合：4枚、麻しん・風しん混合：2枚、水痘：2枚、日本脳炎：3枚】
3. 『予防接種と子どもの健康』（冊子）
4. タックシール（住所・氏名・バーコードが印刷されたシール）

※転入された方・予診票を紛失された方は、必ず母子健康手帳を持参のうえ、本庄市健康推進課（保健センター内）または市民福祉課（アスピアこだま）で交付手続きをしてください。なお、転出された方は本庄市の予診票は使えませんので、転出先の市町村へお問い合わせください。



個別予防接種の受け方



1. 『予防接種と子どもの健康』（冊子）及びこの用紙を、よくお読みください。
2. 個別予防接種契約医療機関（裏面参照）に電話などで**予約**をしてください。
※予約の際、**ワクチンの種類と接種の日時**をご確認ください。
3. 予診票にタックシールを貼り、必要事項をご記入ください。
※お子さんの健康状態を最もよく知っている保護者が、責任をもってご記入ください。
※記入の際は、ボールペンをご使用ください。
※住所・氏名・生年月日・電話番号等をご記入ください。
※質問事項には、「はい」・「いいえ」など、いずれかに○を囲んでください。
※体温は医療機関で測ったものを記入します。
4. 当日は、お子さんの健康状態を最もよく知っている保護者が付き添ってください。
（裏面「保護者の皆様へ」をお読みになり、厳守してください。）
5. 当日は、**予診票・母子健康手帳・健康保険証**を必ず持参してください。



本庄市健康推進課（本庄市保健センター内） TEL 0495-24-2003
〒367-0031 本庄市北堀1422-1 FAX 0495-24-2005
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分（月曜日～金曜日）
※土・日曜日、祝日はお休みです

☆お子さんが予防接種を受けるときは次の点にご注意ください☆

- 原則として、保護者が付き添いましょう。

お子さんが安全に予防接種を受けるために、予防接種法では、日頃のお子さんの体調、体調などを把握している保護者が同伴することが原則となっています。

※保護者が何らかの理由で同伴できない場合は、お子さんの日頃の健康状態がよくわかる親族等が、代わりに付き添うことは可能です。その際は、予診票の下方にある「保護者自署」欄に、必ず保護者が事前に署名してください。
なお、接種当日は、同伴した方の署名もいただきます。



- 予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度等について、配布した冊子『予防接種と子どもの健康』をよく読み、十分ご理解のうえ接種を受けてください。
- 予防接種の種類によって接種時期（月齢）、接種間隔が定められています。

定められた接種時期を過ぎて接種したり、重複して接種した場合は、任意接種となり、費用は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

《年齢の考え方》

「～歳（か月）に至るまで・未満」とは、～歳（か月）になる前日までになります。

例）BCG：生後12月に至るまで

⇒1歳の誕生日の前日まで接種可能

麻しん風しん：生後12月から24月に至るまで

⇒1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで接種可能



☆下記に該当する方は、事前に必ず健康推進課にご連絡ください☆

1. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等により期間内に定期予防接種を受けられない場合
2. 下記の理由のため埼玉県外の医療機関で接種を希望する場合
①病気のためかかりつけ医での接種が必要な場合
②里帰り等で実家のあるところで接種したい場合

※連絡なく期間が過ぎてしまった場合や県外医療機関で接種した場合は、費用は全額自己負担となります。